1:2,500地形図

東広島市地形図 P-9

O−8	O−9	O−10
P−8	P−9	P−10
Q−8	Q−9	Q−10

行政区画

東広島市

記号

- 普通建物
- 堅ろう建物
- 普通無壁舎
- 堅ろう無壁舎
- △25.6 三角点
- ◻25.62 水準点
- ⊙25.6 多角点(1級点)等する図根点等
- ▽25.6 公共基準点(三角点)
- ◻25.62 公共基準点(水準点)
- ・25.6 標石を有しない標高点
- ・25.6 原点(東京)からの標高点
- 25.6 電子基準点

官公署、裁判所、検察庁、税務署、郵便局、森林管理署、警察署、交番、消防署、職業安定所、役場の支所出張所等、神社、寺院、キリスト教会、学校、幼稚園・保育園、公会堂・公民館、保育所、病院、銀行、協同組合、倉庫、火薬庫、工場、変電所、揚排水ポンプ場、ガソリンスタンド、駐車場、門、屋門、墓碑、記念碑、立像、路側祠、灯ろう、鳥居、トンネル・坑口、独立煙(広葉樹)、独立煙(針葉樹)、油井・ガス井、起重機、タンク、煙突、高塔、電波塔、灯台、灯標、水位観測所、洞口、噴火口・噴気口、温泉・鉱泉、材料置場、石段、太陽光発電設備、へい、かき

真幅道路、軽車道、徒歩道、庭園路、建設中の道路、歩道・分離帯、道路のトンネル、道路橋、徒橋、横断歩道橋・道路の覆い等、並木、人工斜面、土堤等、普通鉄道、特殊軌道、索道、建設中の鉄路、鉄道橋、プラットホーム及び停留所、鉄道のトンネル、鉄道の覆い等、鉄道の停留所及び停留所、送電線、区域界、植生界、耕地界

都・府・県界、北海道の支庁界、都市・東京都の区界、町・村界、指定都市の区界、大字・町(丁)界、所属界

田、畑、桑畑、茶畑、果樹園、その他の樹木畑、さとうきび畑、パイナップル畑、芝地、広葉樹、針葉樹、竹林、園庭、荒地、ほい草地、しの地、やし・ヒバ類林、湿地

大小、地上空間、被覆、軌道、徒橋、道路橋、鉄道橋、滝、せき、水門、敷石斜坂、桟橋(木製・浮桟橋)、桟橋(鉄・コンクリート)、不透過水制、滑走路離着所、カヤ川、砂利洗場、用水路、露岩、岩礁、さんご礁

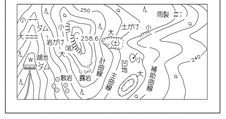

東広島市

P−9

株式会社 日航コンサルタント調製
国際航業株式会社 修正

測図 昭和48年10月（撮影 昭和48年5月）
修正数値化 平成18年3月（撮影 平成17年5月）
一部修正 令和4年7月（撮影 令和2年8月）

座標系 第Ⅱ系
等高線間隔 2m

1:2,500

0 50 100 200 300 400 500m

この地図は、測量法の既定に基づき国土地理院長に公共測量実施計画書を提出し、かつ国地理院長の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製したものである。（承認番号）平48第1309号

この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）平117中公第354号

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。（助言番号）令4中公第24号

座標系は平成14年度国土交通省告示第9号の規定による第Ⅱ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面直角座標値は、世界測地系による